法附則第十二条の三	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の三
法第七十八条の二第一項	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項
第百十四条第六項	
法第七十六条	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第七十六条
退職共済年金	旧職域加算退職給付
法附則第十二条の三	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の三
法第七十八条の二第一項	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項
法附則第十二条の五	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の五
法第七十八条の二第一項	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項
法第七十八条の二の	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の見直し等のための国家公務員等の退職手当の支給水準の適正化等のための国家公務員の退職給付の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二の
法附則第十二条の六の二第三項	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
退職共済年金	旧職域加算退職給付
法	改正前国共済法
第百十四条第七項	
退職共済年金	旧職域加算退職給付
法附則第十二条の六の二第三項	平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
第百十四条の二の三第一項各号列記以外の部分	
退職共済年金	旧職域加算退職給付
法第七十四条第一項第一号	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第一号
第百十四条の二の三第一項第二号	
退職共済年金	旧職域加算退職給付

第百十四条の二の三第一項第三号	
退職共済年金の	旧職域加算退職給付の
退職共済年金に係る併給調整年金	旧職域加算退職給付に係る併給調整年金
年月日	年月
第百十四条の二の三第二項各号列記以外の部分	
法第七十四条第三項	改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用するこれらの規定により読み替えられた国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国共済法（以下「改正後国共済法」という。）第七十五条の四第二項
退職共済年金の支給	旧職域加算退職給付の支給
退職共済年金の停止解除申請者	旧職域加算退職給付の停止解除申請者
第百十四条の二の三第二項第三号	
退職共済年金	旧職域加算退職給付
第百十四条の二の三第二項第四号	
退職共済年金について法第七十四条第一項	旧職域加算退職給付について平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項
同じ。）	同じ。）又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
退職共済年金に係る併給調整年金又は当該退職共済年金	旧職域加算退職給付に係る併給調整年金又は当該旧職域加算退職給付
退職共済年金の停止解除申請者については法第七十四条第三項	旧職域加算退職給付の停止解除申請者については改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされた改正後国共済法第七十五条の四第二項
若しくは令	若しくは改正前国共済令
第百十四条の二の三第二項第五号	
退職共済年金について法第七十四条第一項	旧職域加算退職給付について平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
退職共済年金に係る併給調整年金又は当該退職共済年金	旧職域加算退職給付に係る併給調整年金又は当該旧職域加算退職給付
退職共済年金の停止解除申請者	旧職域加算退職給付の停止解除申請者
第百十四条の三第一項各号列記以外の部分	
退職共済年金の	旧職域加算退職給付の
退職共済年金に係る併給調整年金	旧職域加算退職給付に係る併給調整年金